

## 平成28年度長崎県NPO・ボランティア活動推進協議会 会議結果

### 1. 日時

平成29年2月16日（木）13：30～15：30

### 2. 場所

出島交流会館11階会議室（長崎市出島町2-11）

### 3. 出席者（会長以外の委員は五十音順）

佐藤会長、荒木委員、北村委員、渋江委員、鶴田委員、  
中田委員、福田委員、藤澤委員、村上委員、安永委員  
事務局（長崎県）：吉浜部長

県民協働課：村井課長、大塚総括課長補佐、小橋課長補佐、  
辰田係長、里係長、原口主任主事、伊藤主任主事

### 4. 議題

- (1) 平成28年度事業の実施状況等について
- (2) 中間支援組織によるNPO組織力強化事業について(平成29年度新規事業)

### 5. 会議結果

設置要綱第5条により、本協議会の会長を委員の互選により選出したところ、佐藤委員が推薦され、全員異議なく承認された。

その後、配付資料に基づき、各議題について事務局から説明を行った後、委員から質問、意見等を頂いた。

#### 【主な委員意見・質疑応答】

議題（1）平成28年度事業の実施状況等について
-------------------------

事務局：議題（1）について、資料1～資料4により説明。

佐藤会長：資料2でNPO法人数の推移の説明があつたが、目標値はあるか。

事務局：NPO法人数は近年解散する法人もあり増加が鈍っている中、長崎県総合計画チャレンジ2020において、年間22法人以上の新規設立数を目標値としている。

佐藤会長：NPOと県がともに働くプロジェクトについて、29年度は採択された事業が継続していくという理解でよいか。

事務局：25年度から27年度まで募集を行っており、29年度は27年度に採択された事業が継続実施される最終年度となる。

佐藤会長：今後高齢化が進んでいく中、県としても、自治会とNPOとの連携・協働事例についても把握されるとよいのではないかと思います。他の委

員の方からも積極的な発言をお願いしたい。

北村委員：NPOと企業とのパートナーシップ交流会をきっかけとして連携・協働に至った事例はあるか。また、昨年度は企業のブースを設けて、企業とNPOの面談を促したが、なかなかNPOも来づらい部分もあったようだ。それに関して今年度工夫した点はあるか。

事務局：昨年度の交流会では、ブースとして参加企業ごとにデスクを設置し、NPO側が自由に回れるようにしたが、ご指摘のとおりブースに行くことをためらう方がいた他、企業側で途中退席される方もいた。それを踏まえ今年度は、交流会参加申込用紙に、協働してみたい分野及びその内容を記載する欄を設け、方向性が近いと思われるNPO及び企業をできるだけ同じテーブルに班分けすることになっている。加えて、参加申込書に記載された取組内容を含め、参加者情報を一覧表にまとめた参加者リストを配付することで、意見・情報交換会がより円滑に実施されるようにしている。また、交流会で連携・協働に至った事例については、昨年度の交流会参加NPO法人32団体においては、すでに開始されていた3団体のほか、追跡調査により、新たに4団体が協働に至ったことが分かった。交流会参加以外にも様々な活動をした結果と思われるが、中でもNPO法人昴は、交流会をきっかけに協同組合ララコープからフードバンク活動へ食材提供が開始されたとのことで、今年度の交流会で事例発表者として登壇して頂くこととしている。

中田委員：NPO法人数の推移として増えてきているが、どの分野のNPO法人が増えてきているのか。また、解散はどのような理由によるものか。

事務局：まず解散の理由について、平成10年の法施行によってNPO法人の認証制度が始まり、現在18年が経過したが、活動者の高齢化の影響が少なからずあると考えられる。所定の解散届出書には実際の解散の理由を記載する欄はないが、後から可能な範囲で聞き取りを行っており、その確認できた部分で申し上げれば、最も多かったのが、会員や活動賛同者が高齢化等の影響で少なくなったためというものである。平成27年度末までで約140法人が解散しているが、その中で確認できた法人の約4分の1にあたる20法人がこれに該当する。次いで、活動資金不足のためが12法人。法人の目標を達成したためが10法人。その他には、社会福祉法人へ移行するためなど様々な理由がある。また、増加傾向にある分野であるが、NPO法人の20分野の中で最も多いのは、福祉医療保健分野であり、高齢者福祉や障害者福祉に関しては近年少し落ち着いてきたが、子どもや学童保育に関しては、最近比較的多く見られるようになってきている。

安永委員：県内のNPO法人数について、地域別にはどのように分布しているのか。

事務局：長崎市が165法人、次いで佐世保市72法人、諫早市71法人と高

い。後は、大村市が32法人で、その他の市町は概ね20法人から数法人となっている。

藤澤委員：今回、協議会には株式会社の立場で参加しているが、当初はNPO法人で地域にインターネット回線の設置事業を開始したが、NPOやボランティアとしての継続は難しい中、事業拡大にあたっては対外的に株式会社の方が適していたこともあり、株式会社として事業を実施している。NPOと企業とのパートナーシップ交流会については、NPOと企業が連携していく形ができればよいと思っているが、実際に問い合わせているのはNPO法人だけなのか。ボランティア団体についてはどうなのか。また、中小企業は、地域に貢献したいという思いが強いと思う。大手企業の協働もあるが、中小企業とボランティア団体との協働についても広げていくという考えはあるか。

事務局：本交流会については、NPO法人だけでなく県で把握しているボランティア団体を含む2,900団体と、中小企業を含む県内約2,300企業へ案内文書を送付し周知を行っている。その他、長崎市及び佐世保市の商工会議所や青年会議所を通じて、会員企業への周知を依頼しており、NPO法人や大企業に限定せず幅広く参加を呼びかけている。昨年度、アンケート調査を行った際、中小企業の中にもNPO・ボランティア団体との協働で、地域での清掃活動など社会貢献活動を実施している回答もあったので、そうした取組についても広げていくため、今後、交流会等、周知やマッチングの場の提供を検討していきたい。

佐藤会長：資料3の協働サポートデスクについて、質問等があればどうぞ。

洪江委員：協働サポートデスクの支援内容の説明に、相談・助言・情報提供等があった。先ほど事務局からの説明で、平成29年4月1日から改正NPO法が施行され、長崎・県央・県北地区で説明会を開催するとのことであったが、NPO法は根本をなすものであるため、できれば協議会の中で、法改正の概要をレジュメ等で示して頂きたい。それをもとに相談・助言等のイメージを持つこともできると思う。

事務局：本日は配付できるレジュメ等を準備していないため、後ほど委員の皆様へお送りさせて頂きたい。主な改正内容については、認証申請の縦覧期間が2ヶ月間から1ヶ月間に短縮されること、事業報告書等の備置期間が3年から5年になること、NPO法人において貸借対照表の公告が必要となることなどがある。平成23年度にも法改正があり、認定NPO法人制度が国税庁から県へ移管されるなど大きな変更があった。今回の法改正では、認定に関して仮認定という表現が誤解を招くとのことで特例認定に名称変更となることや、200万円を超える海外送金に関して所轄庁への事前書類提出が不要となったことなどがある。NPO法人の運営に関わる変更内容であること

から、先日県内の全NPO法人宛てに通知文書を送付し、法施行後の適切な事務処理を促したところである。3月には説明会も予定しているが、引き続き機会があるごとに注意喚起を行っていく。

鶴田委員：協働サポートデスクの協働コーディネーターについてであるが、実際に協働が実施された後のアドバイスについても、協働コーディネーターの方が関わる形となるのか。

事務局：制度の趣旨としては、協働のきっかけづくりの部分を主な対象としているが、実施事業についても対象外にはしていない。来年度はその部分についても周知を行うなど、実施事業への支援についても考えていきたい。協働サポートデスクは、相手先の情報や取組などの取っ掛かりとなる部分が中々分かりづらいということを踏まえ、相談・助言・情報提供の支援を開始した。協働事業の実施までに必要となる意見情報交換や協議の場などの初期の段階において、シーズを育てる取組を行っているところである。今後、協働事業の実施段階に至れば、その部分においての支援も行うことを考えている

佐藤会長：今後、件数が増えていく中で、事業が進んでいくものも出てくると考えられるので、その段階の支援も行えればと思う。なお、協働事業の実施期間としては、単年度か、それとも複数年度に亘るものか。

事務局：先ほどの説明の中にあった、NPO法人昴と生活協同組合ララコープとの協働事業は、期間を限定せず継続していく協働事業であると聞いている。一方で、実際に協働サポートデスクで受け付けた事業の中には、公益財団法人県民ボランティア振興基金の助成金を活用して単年度で実施するものがある。実施期間は、事業によって様々となっている。

佐藤会長：実施期間は事業によると思うが、限られた期間で終わるプロジェクト型ではなく、継続性を持った方がよいという考え方もある。できれば、きっかけを与えた後、継続的な事業化に向けたサポートやアフターケアが実施できればよいと思う。

佐藤会長：資料4の平成28年熊本地震への対応について、質問等あればどうぞ。

福田委員：災害ボランティア交通費等助成はどのような経費が対象となるのか。

事務局：被災地への旅費交通費として、鉄道やフェリー等の公共交通機関の他、レンタカーやバス借上料、高速道路料金、ボランティア保険料が対象となる。

佐藤会長：交通費等の助成の期限は今年度いっぱいとなるのか。

事務局：現在のところ期限は設けてはいない。来年度も継続していくこととしている。

佐藤会長：災害ボランティア活動に関して、当学でも、学生の派遣を考える際、危険箇所がどこなのかやどのような対応をすればよいのかなどのスキルを事前に学ばせる必要があると考えている。西南学院大学が学

生ボランティア養成講座を実施しているが、災害ボランティア体験研修のような、災害時にどのようにボランティア活動をすればよいのかといった研修の実施の実績や今後の予定はないのか。地震に限らず、水害なども想定される中、地元で災害が起きたときもボランティア活動に参加できるよう、事前のセミナーや研修が必要ではないかと考えている。

事務局：県として、災害ボランティアへの個々のセミナーや研修等はないが、県より基本財産として1億円、雲仙岳災害対策基金より9億円の寄付を受けて設立された、公益財団法人県民ボランティア振興基金においては、災害ボランティアコーディネーターを対象にスキルアップ等の支援事業を実施している。個々の研修の必要性に関していえば、県でも、災害ボランティアバスを運行した際に、県職員も同行の上、災害ボランティアセンターで作成された災害ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項集を参加者向けに配付し、必ずセンターのスタッフの指示に従って活動を行うよう事前説明を行っている。災害ボランティア活動のコーディネーターの方は、危険箇所や活動場所で注意すべき点等を把握しているので、必ずその指示に従い、自分勝手な行動をすることがないように強く呼びかけている。なお、ご意見にあった個々の参加活動者に対しての取組に関しては、防災や減災の観点から市町社協において一部研修等を行っているが、県としては今のところ実施する予定はない。今後の検討事項としていきたい。

村上委員：被災地ではボランティアの支援を受けて喜ばれているが、ボランティアに参加する側も大切な命を持った1人の人間である。ボランティアということで自主活動とみなされるが、気持ちよくボランティアをして頂く必要があり、滅私奉公というよりは、活動をする側と受ける側の双方の満足度を高めていくことが大切だと思う。活動に参加した方へ、して欲しいと考えることや、これからボランティアをするにあたってどのようなことが必要かなどのアンケートがあればよいと思う。送り出す側に、ボランティアへ参加する方への気遣いやサポートがあれば、次に行く際の参考にもなると思う。

佐藤会長：今回九州でも大きな地震があることに驚いたが、今後長崎でも起こりうることである。阪神淡路大震災では市民力が活かされたが、防災に限らず災害時にボランティアができる人たちの養成を行い、そうした人たちのデータベースを持っておけば、もし長崎で何か起きたときに動きやすい体制となると思う。また、県外で何か起きた際にも、送り出しやすくなると思う。県または市町のどちらのレベルで行うのがよいかということもあるが、次につながるような形でぜひとも検討して頂けたらと思う。

鶴田委員：災害ボランティア交通費等助成について、要件緩和により日帰りも可

- 能となったとのことだが、実績ではリピーターの団体も増えたのか。
- 事務局：リピーターの団体は増えている。本制度の経緯として、最初に交通費等助成制度を設置したのが東日本大震災の際であり、遠方のため活動が一日では終わらないことを想定し、実働2日以上としていた。東日本大震災の状況が少しずつ落ち着いてきた中、2年前に他地域での災害発生時も対象として拡充した。今回の熊本地震の場合は、宿泊施設の不足や日帰りが可能な距離であることなどから、年度途中ではあったが、実働1日以上と変更した。これに伴う件数の増を想定し、1年度あたり3回までという制限を設けたが、その範囲でリピーターとなる団体も実績に含まれている。
- 渋江委員：11回実施された災害ボランティアバスの運行について、要綱によれば、22時頃に出発し0時頃現地に到着し、車内泊をして、朝食と昼食と水は自弁ということであった。それでも参加者がいるのは頭が下がる思いである。バスを提供して頂いたことはありがたいが、できればそれ以外にも何らかの配慮を頂ければ、もっと参加の可能性が広がると思う。災害がないことに越したことはないが、もし次回あったときに備えて、検討できる余地があればお願いしたい。

議題（2）中間支援組織によるNPO組織力強化事業について（平成29年度新規事業）

- 事務局：議題（2）について、資料5により説明。
- 中田委員：NPO組織力強化事業において、実際に支援を担う中間支援組織は県外のNPOになるのか。資料の中に、「県内の団体にも、本取組に参加する機会を提供」と書かれているが、機会を提供するというのは、てこ入れをする側とされる側のどちらを意味するのか。県内の中間支援組織の関わり方について、具体的なお説明を頂きたい。
- 事務局：当事業において、中心となって県内のNPOの支援を行うのは、県外で活発に活動されているNPOを考えている。県内にも中間支援組織はあるが、数としても少ない。本県にも、NPO法人NPOながさきなど税務や会計などの分野で専門的に活躍している中間支援組織はあるが、全体的な組織診断や支援計画の策定を実施する本事業においては、福岡県の中間支援のNPOを中心に考えている。ただし、県内の中間支援組織の育成も考えていく必要があるため、県内の中間支援組織もNPOを支援する側として、可能な範囲で参加して頂くことを考えている。
- 中田委員：3年間の事業なので、県内の中間支援組織が、さらに力を付けて頂き、県内で色々な団体の育成に関わって頂けるようになることを期待している。NPO法人の解散の原因の一つに高齢化があるとのことだが、私たちの法人も含め、どのようにてこ入れをし、継続性を高めていくかなど色々な課題を抱えている。助言を頂きながら、次世代に向

けて手渡していきたいと考えているので、力を貸して頂けることを願っている。

福田委員：事業期間が3年間であり、29年度予算は1,381千円とのことだが、中間支援組織への委託料という形になるのか。

事務局：事業は県の直営で実施する形であり、委託ではなく、中間支援組織への謝金や旅費が主な支出内容となっている。NPO法人487団体の中に、NPOを支援するNPO法人は、先ほど申し上げたように専門的な分野では存在する。今回の新規事業である、活動拡大に必要なヒト・カネや組織マネジメントをどのようにしていくかなどの支援に関しては、中心的な実施者として福岡県のNPO法人を想定している。県内にもそうした支援に取り組みたいと考える団体はいると思うので、参加して頂けるようであれば、方法やスキルをぜひとも学んで頂き、将来的に自身の活動にもつなげていければと考えている。

佐藤会長：県内の中間支援のNPOにとってはOJTになるということで、一つの取組で、効果を大きくしていくように考えられている事業であると思う。うまく連携をして、成長していくような取組にして頂きたい。

北村委員：この事業に関して他県での成功事例はあるのか。また、県でこの事業を実施する理由としては、課題として認識されているからと思うが、求める声や、データなどがあつたのか。その背景を伺いたい。

事務局：他県の状況として類似している取組は、熊本県の中間支援組織によるセミナーの開催とその後の経営診断やコンサルティングを組み合わせさせた事業がある。その他、民間の助成金で実施しているものもある。背景としては、福岡県などの都市部では、NPOを支援するNPOが活躍しており、個別のNPO支援により活動の促進や拡大につながっている状況がある。一方で、長崎県においては、団体数も少ないことなどから、全体的な支援を行うことができる中間支援のNPOがなく、また県内のNPOにおいても組織的な課題を抱えている状況が見られる中、この度、欠けていると思われる個別のNPO支援を行うことを企画した。

佐藤会長：これまで協議会の中でも、中間支援組織の強化やその必要性に関する意見があり、本事業についての検討にも繋がっていると思う。県内のNPO法人と中間支援組織の育成に期待したいと思う。

佐藤会長：本日の議題またはそれ以外の部分でも、何かご意見や言い残したことなどがあればどうぞ。

藤澤委員：将来的にAIの発達で仕事が自動化すると言われている。そのような中、人の仕事が無くなったときに何をするのかということを考えると、ボランティア活動は、今後の社会の中でますます重要になると考えられる。私もできることがあれば協力させて頂きたいと思う。